

大牟田市告示第 8 1 号

条件付き一般競争入札の公告の一部改正について

条件付き一般競争入札の公告について（令和 4 年告示第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 6 日

大牟田市長 関 好 孝

2 (7)を次のように改める。

(7) この入札に係る業務委託（以下「入札業務委託」という。）において、3 月以上継続して雇用している者であって次のアからエまでのいずれかに該当するものを管理技術者として、3 月以上継続して雇用している者であって次のアからウまでのいずれかに該当するものを照査技術者として、それぞれ配置できる者

ア 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（以下「技術士」という。）であって、同法第 3 2 条第 1 項に規定する技術士登録簿（以下「技術士登録簿」という。）に登録を受けている技術部門が総合技術監理部門であるもの（合格した同法第 6 条の規定による技術士試験の第 2 次試験（以下「第 2 次試験」という。）の試験科目が上下水道部門の必須科目の上下水道一般及び選択科目の下水道であるもの又は建設部門の必須科目の建設一般及び選択科目の鋼構造及びコンクリートであるものに限る。）

イ 技術士であって、技術士登録簿に登録を受けている技術部門が上下水道部門であるもの（第 2 次試験の選択科目が下水道であるものに限る。）又は建設部門であるもの（第 2 次試験の選択科目が鋼構造及びコンクリートであるものに限る。）。ただし、当該技術士が平成 1 3 年度以後に実施された第 2 次試験の合格者である場合にあっては、7 年以上の実務経験を有する者であって、当該選択科目に係る部門の業務に 4 年以上従事し、かつ、入札業務委託と同種又は類似の土木設計業務に従事した実績を有するものに限る。

ウ 一般社団法人建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ（R C C M）資格制度施行規程（平成 3 年 6 月 1 日施行）第 8 条第 1 項に規定する R C C M 登録システムに登録された者（登録を受けた技術部門が鋼構造及びコンクリート部門である者に限

る。)であって、入札業務委託と同種又は類似の土木設計業務に従事した実績を有するもの

エ 一般社団法人建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ（R C C M）資格制度施行規程第 8 条第 1 項に規定する R C C M 登録システムに登録された者（登録を受けた技術部門が下水道部門である者に限る。）であって、入札業務委託と同種又は類似の土木設計業務に従事した実績を有するもの